

(3) 犬及び猫の販売をする者（犬猫等販売業者）の義務

第一種動物取扱業のうち犬及び猫の販売をしようとする犬猫等販売業者は、登録にあたり、犬及び猫の繁殖を行うかどうかを申請書に記載し、犬猫等健康安全計画の提出が義務付けられ、犬猫等健康安全計画に従って業務を行わなくてはなりません。

また、飼養する犬及び猫の飼養状況について帳簿に記録し保存して、毎年1回、登録している都道府県知事等に報告しなくてはなりません。

さらに、獣医師と連携して動物の健康と安全を守るとともに、販売が困難になった犬及び猫の終生飼養の確保が義務付けられています。

(4) 子犬・子猫の販売規制

幼齢の動物、特に犬及び猫を生後早い段階で親兄弟から引き離してしまうと、十分な社会化が行われず、成長後に、吠え癖やかみ癖などが生じやすくなり、飼いきれなくなった飼い主から都道府県等への引取り依頼や遺棄が増加する原因にもなります。そのため、生後56日（平成28年8月31日までは45日、それ以降法に定める日までの間は49日）を経過しない犬及び猫の販売並びに販売のための展示・引渡しは禁止されています。

(5) 犬及び猫の展示の規制

販売業者、貸出業者、展示業者による、犬又は猫の午後8時から午前8時までの展示は、犬又は猫を顧客と接触させたり、譲り渡したり、引き渡すことを含めて禁止されています。*

*平成28年5月31日までは、成猫が休息できる場所に自由に移動できる状態で展示する場合（猫カフェ等）は、午後10時までは規制の対象外となります。

(6) 立入検査、罰則など

都道府県等の動物愛護担当職員が必要に応じて立入検査を行い、守るべき基準が守られていない場合や、動物の管理や施設が不適切と認められる場合などには、都道府県知事等が改善の勧告や命令を行います。悪質な業者には登録の取消しや業務停止命令が行われることがあります。

主な罰則として、登録せずに営業した場合や改善命令や業務停止命令に従わなかった場合は100万円以下の罰金、登録内容の変更を届け出なかったり、虚偽の報告をした場合は30万円以下の罰金、犬猫等販売業者が決められた報告をしなかった場合は20万円以下の罰金などに処せられます。